

茨城県糖尿病対策推進会議規約

平成18年10月20日制定
平成29年 8月 3日改正
令和 2年 2月21日改正
令和 3年 5月18日改正

(目 的)

第1条 茨城県糖尿病対策推進会議（以下「推進会議」という。）は、糖尿病の発症予防、合併症防止等の糖尿病対策をより一層推進し、県民の健康の増進と福祉の向上を図ることを目的とする。

(構 成)

第2条 推進会議は、茨城県医師会、日本糖尿病学会、茨城県糖尿病協会の3者及び前条の目的に賛同する協力団体をもって構成する。

(組 織)

第3条 推進会議には、推進会議運営の企画・調整を行う幹事会を置く。
2. 幹事会は、会長・副会長・幹事をもって組織する。

(役 員)

第4条 推進会議に会長、副会長及び幹事を置く。
2. 会長及び副会長は、構成団体の互選による。
3. 幹事は、構成団体からの推薦による。
4. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(会 議)

第5条 幹事会は、必要に応じ随時開催するものとする。

(細 則)

第6条 本規約に定めるものの他、推進会議の運営に関し必要な事項は、幹事会の議を経て別に定めることができる。

(庶 務)

第7条 推進会議の庶務は、茨城県医師会事務局が担当する。

茨城県糖尿病対策推進会議 構成団体

茨城県医師会

日本糖尿病学会

茨城県糖尿病協会

茨城県歯科医師会

筑波大学

地域医療

茨城県薬剤師会

茨城県糖尿病療養指導士会

茨城県栄養士会

茨城県保険者協議会

茨城県

茨城県市町村保健師連絡協議会

茨城県保健所長会